



各 位

平成 27 年 9 月 1 日
会社名 サイバーステップ株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 類
(コード番号 3810 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営管理室長 今井正昭
(TEL 03-5355-2085)

新株予約権(第22回、第24回)の消滅、及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、平成26年9月1日に発行致しました第22回新株予約権、及び平成27年8月20日に発行致しました第24回新株予約権につきまして、各新株予約権の発行要項に定める権利行使の条件に合致しないこととなることが確定したため、当新株予約権を消滅させることを当社取締役会にて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、第22回並びに第24回新株予約権の消滅に伴い、特別利益が発生することとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権

<第22回新株予約権>

1.決議日	平成26年5月26日
2.新株予約権の権利行使期間	平成27年8月1日から平成30年7月31日
3.新株予約権の権利行使価額	本新株予約権1個につき83,700円 (1株あたり837円)
4.消滅する新株予約権の数	10,080個(1,008,000株)
5.消滅後の新株予約権の数	0個(0株)

<第24回新株予約権>

1.決議日	平成27年8月5日
2.新株予約権の権利行使期間	平成27年9月1日から平成29年8月31日
3.新株予約権の権利行使価額	本新株予約権1個につき62,100円 (1株あたり621円)
4.消滅する新株予約権の数	7,000個(700,000株)
5.消滅後の新株予約権の数	0個(0株)

2. 消滅の理由

第22回新株予約権につきましては、発行要項に定める行使の条件に、平成27年5月期における各四半期(通期を含む)において、1度でも営業利益1.5億円の達成すること、並びに株価が一度でも3,000円を超えることという条件を盛り込んでおりましたが、営業利益達成の条件を満たすことが出来なかったため、消滅することとなりました。

また、第24回新株予約権につきましては、発行要項に定める行使の条件に、平成28年5月期乃至平成29年5月期における各四半期(通期を含む)において、1度でも四半期毎の営業利益を5,000万円達成すること、並びに行使期間である平成27年9月1日から平成29年8月31日までの間において、株価が一度でも500円を下回る場合、本新株予約権は消滅するという条件を盛り込んでおりましたが、平成27年9月1日の当社株価が500円を下回ったため、消滅することとなりました。

3. 本新株予約権の消滅日

平成27年9月1日

4. 特別利益の内容

本新株予約権の消滅により、特別利益として新株予約権戻入益19,636千円を計上することとなります。

5. 今後の見通し

本新株予約権につきましては、長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として当社代表取締役、取締役、及び従業員に対して発行しておりました。

今後につきましても、同様の意欲及び士気のより一層の向上に資する施策を検討してまいります。

以上